

答申第 222 号

令和 5 年 9 月 8 日

神戸市長

久元 喜造 様

神戸市情報公開審査会

会長 中原 茂樹

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について

(答 申)

令和 4 年 7 月 7 日付神行行第 288 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「大気汚染防止法第 27 条第 2 項に基づく通知」の部分公開決定に対する審査請求についての諮問

1 審査会の結論

大気汚染防止法第 27 条第 2 項に基づく通知文書について、神戸市情報公開条例第 10 条第 2 号アに該当するとして非公開とした情報のうち、別表の審査会の判断欄に公開と示した情報を公開すべきである。その余の情報を非公開とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

(1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、以下の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「〇〇の発電所〇〇について電気事業法の規定に基づいて提出された届出のうち「ばい煙発生施設等に該当する届出事項」に関して、大気汚染防止法第 27 条第二項の規定に基づき中部近畿産業保安監督部長から神戸市長宛通知のあった一切の文書」

(2) 市長（以下「処分庁」という。）は、本件請求に対して、大気汚染防止法第 27 条第 2 項に基づく通知文書 3 件を特定し、担当者氏名及び印影を条例第 10 条第 1 号アに該当するとして、また、別表に掲げる情報を条例第 10 条第 2 号アに該当するとして非公開とする部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) これに対し、請求人は、本件処分の非公開部分のうち、条例第 10 条第 2 号アに該当するとして非公開とした情報の処分を取り消すとの裁決を求める審査請求を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、令和 4 年 2 月 4 日受付の審査請求書、令和 4 年 4 月 5 日、5 月 16 日及び 6 月 15 日受付の反論書、令和 4 年 11 月 14 日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 最も知りたいばい煙発生施設の汚染物質処理能力、燃料である石炭の成分などが明らかにされていない。これは市民の「知る権利」の侵害にあたる。自ら作成したパンフレットで、本件発電所が、① 国内最高レベルの環境対策、② 高効率の排煙脱硝装置、電気式集じん装置、排煙脱硫装置を設置と述べている。こうした「最高レベル」「高効率」を示すべき箇所、数値が、非公開処分により一切確認することができなかった。問題は、本件発電所によって今後長期にわたって、大気汚染に晒される住民の健康、安全、安心に関わる重大な公益上の利益に資する情報であるにも関わらず、これを軽視し、当該法人の私的利益を無批判に優先させ、公開を拒んだことであり、許されるものでないとする。

- (2) 大気汚染防止法第1条の目的である「大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする」に沿って齟齬がないかどうか検証、評価が為されていない。
- (3) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）では「…おそれがあるもの」が、条例では「…認められるもの」と規定されており、明らかに条例の方が法に比較して不開示の要件を厳しく規定している。このことから、弁明書の処分理由に「…その他正当な利益を害するおそれがある」と判断したこと」と記述していることは、明らかに処分庁がこのことを認識・理解せず、処分庁自ら誤った判断により処分をなしたことを物語っている。そこで条例により非開示が「認められる」ためには抽象的な可能性では足りず、客観的かつ具体的な可能性があることを要すると解すべきである。
- (4) 処分庁が法人に忖度して、拡張的に解釈して一部非公開の理由としたものと考えられる。各々に検証、評価せず意見書の内容に追従して「おそれ」に引きずられて、一律に安易な判断のもと処分したものと推測された。
- (5) 公文書の公開を求めた理由は、あくまでも大気汚染による市民の健康被害を防止するという観点から、法人の環境保全措置がいうところの「国内最高レベル」にあるものか否か、確認したいという目的で為されたもので、「発電原価」云々を目的としたものでない。むしろ、条例に非開示にできない情報と規定された「人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの」と密接に関係しており、処分庁はこれに該当するものと判断するべきであった。一部非開示の処分は、将来にわたってばい煙によるリスクを背負う市民の健康よりも、法人の私的利益を無批判に優先したものと云わざるを得ず、これは許されるべき処分ではない。
- (6) 新設発電所からの全発電電力が関西電力株式会社によって30年間買い上げられるから、関西電力株式会社の専属的発電所として位置づけられる。加えて、法人は発電所の新設は国の政策に沿った高い公共性ないし公益上の必要性が認められていると主張している。通常市場原理に基づく競争上の地位云々と同様に考えることは至当でなく、一部非開示処分の理由として挙げることは不当である。
- (7) 本件処分は、法人のノウハウ、売電先との契約の優先のみに重きをおいて、地方自治体の責任を放棄しているから、条例を論ずる以前の問題として失当であると言わなければならない。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和4年3月23日、4月20日及び5月30日受付の弁明書及び令和4年10月6日、令和5年5月29日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のと

おりである。

- (1) 平成 23 年 10 月 14 日、最高裁判所第二小法廷において、エネルギー使用量や具体的な設備の導入等に関する情報は、情報公開法第 5 条第 2 号イが規定する不開示情報に該当すると判断されている。この判例及び法人から提出された意見書を検証した結果、① 当該法人の独自のノウハウが含まれること、② 発電原価は、営業秘密の対象となる情報であること、③ 設備の構造・容量や使用する燃料の成分・性状等を公開すると、すでに公開されている発電量を総合的に分析することによって、法人が公としていない発電原価を推知することができ、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断したこと、④ 売電先との守秘義務の範囲に含まれる情報であることから本件処分を行った。
- (2) 燃料の燃焼能力や使用量等の発電コストに関わる情報は、「営業秘密」に該当し、公開することにより法人の競争上の地位、その他正当な利益を害すると認められることから、不開示が妥当であると判断したものである。
- (3) 処分庁としては、公開・非公開の決定にあたっては、意見書の内容を十分精査するとともに、対象文書に記載されている内容を個々に精査し、公開・非公開を決定したものであり、意見書の内容に追従して判断したのではなく、処分庁が当該法人に付度して拡張的に解釈をしたものではない。
- (4) 公開・非公開の決定は、請求者の意図とは関係なく、当該情報が条例第 10 条各号に定める「非公開」理由に該当するか否かで判断するものである。
- (5) 請求人は「人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの」に該当するものと判断するべきと主張しているが、本件発電所の設置が住民への健康被害に繋がるとは考えにくい。
- (6) 燃料種、使用量等は「発電原価」を類推できる情報であり、本案件において直ちに他の事業者が算入することは難しいとしても、本情報を公開することで同業他社に情報が渡った場合、契約内容によっては競争上の地位を害することにつながらないとは言えない。
- (7) 不開示としている情報は、事業者が、① 秘密として管理されている情報である、② 営業上または技術上の有用な情報である、③ 保有者の管理下以外では一般に入手できず、公然と知られていない情報であることから、不正競争防止法第 2 条第 6 項に定める「営業秘密」に該当するものが大半であり、公開することにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するものと判断したため不開示としている。

5 審査会の判断

(1) 本件公文書について

本件公文書は、大気汚染防止法第 27 条第 2 項の規定に基づいて、中部近畿産業保安監督部から処分庁に対して送付された、平成 30 年 11 月 12 日付け通知文書、

及び同通知文書の計画内容の変更に関する令和2年3月30日付け及び令和2年12月11日付けの通知文書である。

(2) 本件争点について

処分庁は、本件公文書中、担当者氏名及び印影を、特定個人が識別され若しくは識別されうる情報であり、公にしないことが正当であると認められるとして条例第10条第1号アに該当し、また、別表に掲げる非公開部分を公にすれば、特定法人の正当な事業活動に支障が生じるおそれがあり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとして、条例第10条第2号アに該当し非公開とする部分公開決定を行った。

これに対し請求人は、条例により非公開が認められるためには、抽象的な可能性では足りず、客観的かつ具体的な可能性があることを要すると解すべきであり、本件処分の理由を認めた根拠を示すべきとして、本件処分の非公開部分のうち、条例第10条第2号アに該当するとして非公開とした決定の取消しを求めている。

したがって、本件における争点は、別表に掲げる非公開部分の条例第10条第2号アの該当性についてである。

(3) 条例第10条第2号アについて

本市条例における情報公開制度は、市民の知る権利を尊重し、市の保有する情報の一層の公開を行い、及び市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加及び協働のまちづくりを推進することを目的としている。制度の運用にあたっては、市政の透明性を確保するために原則公開とするが、例外として条例第10条各号に該当する情報に限り、非公開とすることができる。

条例第10条第2号アの規定では、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものを非公開情報として定めている。この「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」との規定は、当該情報が公開されることにより当該法人の事業活動等に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、その有している競争上の地位が当該情報の公開によって具体的に侵害されることが客観的に明白な場合を意味し、その判断は当該情報の内容・性質を始めとして、当該法人の事業内容、当該情報が事業活動等において、どのような意味を有しているか等の諸般の事情を考慮して行わなければならない。

(4) 処分庁が主張する非公開情報について

処分庁の主張によれば、別表に掲げる非公開部分に係る情報について、使用予定年月(日)を除けば、設備費、燃料使用量や燃料費、保全費、所内電力の推知につながる情報であり、これらの非公開情報を公にすれば、競合他社は、自社の経験、保有する情報や公知の統計データ、当該法人の決算情報等の情報から総合的に分析す

ることによって、当該発電所の設備費用、燃料費をより正確に推知することができるようになる。引いては、確度の高い発電コストの推知に用いることができ、その結果、競合他社は電気の入札において自社に有利な価格での入札が可能となり、現在及び将来において、当該法人の入札における競争力が低下することにつながり、当該法人の競争上の地位に不利益が生じるおそれがあるため、条例第 10 条第 2 号アに該当するとして非公開としたとのことであった。そして、発電事業においては、既存の事業者間で競争が行われており、各種電力市場における入札等において、他社の発電コストに関する情報は、自社の競争を優位に働かせることができるとのことであった。

処分庁が主張する発電コストの推知について、具体的に聴取したところ、発電コストを構成する要素としては、資本費、運転維持費及び燃料費で構成されている。

構成要素のうち資本費は、プラントの建設工事費であり、発電設備としてボイラー・タービン・発電機設備、及び、ばい煙等処理する環境設備として、脱硝装置・電気集じん装置・脱硫装置などで構成されている。

建設工事費の概算金額は、同種のプラントが、能力や規模の 0.6 乗に比例するという経験則から、ある能力のプラントのコストが既知の場合に、他の任意の能力のプラントのコストが推知できるとのことであった。また、競合他社は、自社の経験に基づき設備仕様、建設工事費などの知見を有しており、発電能力の差異、各設備、各機器の詳細な仕様の数値を入手できると、自社設備の数値、自社の建設工事費などと比較することにより、他社の建設工事費をより正確に推定することが可能となり、当該法人の競争上の地位に悪影響が及ぼされるとのことであった。

また、運転維持費については、競合他社であれば、メンテナンス費とメンテナンス期間の相関データを有していると考えられ、自社が保有するデータから本件事業者のメンテナンス費を詳細に推定することが可能であるとのことであった。

つぎに、燃料費は、燃料の成分分析値によって産地が推定可能であり、燃料単価の推定が可能となるとのことであり、本件請求に係る非公開情報が明らかになれば、競合他社であれば、発電コストの推定の確度が高まるとして、非公開としたとのことであった。

さらに、使用予定年月(日)については、当該法人と契約相手方企業との間で締結した契約書に記載された内容であって、当該情報が公知となると、相手方企業の電力構成が変化する時期を第三者に推定されるため、守秘義務に反することになる。当該法人は、守秘義務違反が問われることとなり、また、取引上の信頼関係が毀損されるおそれがあり、当該法人の正当な利益が害されると処分庁が判断したため、条例第 10 条第 2 号アに該当するとして非公開としたとのことであった。

(5) 別表に掲げる非公開部分に係る情報の条例第 10 条第 2 号アの該当性について

本件公文書は、大気汚染防止法に基づく通知書であり、同法の趣旨は、国民の健康の保護と生活環境を保全することを目的としており、ばい煙等に関する諸情報は、

地域住民にとっても重要な関心事であり、公開度が要請されるものと思われる。一方、当該法人の発電事業は、一民間企業の事業活動として実施されるのであるから、当該法人の競争上の地位その他正当な利益に配慮しなければならない。

これらの両側面を踏まえながら、以下、項目ごとに検討する。

(6) 平成 30 年 11 月 12 日付け通知文書中「ばい煙に関する説明書」について

①「一 設置しようとする発電設備等の概要」について

処分庁は、同欄に記載の「加熱面積又は火格子面積」、「燃料の燃焼能力（重油換算）」及び「着工・使用開始予定年月」を非公開としている。

「加熱面積又は火格子面積」及び「燃料の燃焼能力（重油換算）」は、プラントの規模及び処理能力を明らかにするものであり、競合他社であれば経験則をもとにして、プラントのコストを推知することを可能にする情報であることが認められる。

したがって、これらの情報を公にすれば、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するものと認められるため、条例第 10 条第 2 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

つぎに、「着工・使用開始年月」についてであるが、処分庁によれば、契約相手方と当該法人との間で締結した契約書中の記載事項であり、守秘義務が課せられた内容であるとの主張であった。

確かに、本件処分時においては、当該発電所が稼働する以前の情報であり、当該法人の取引に関する情報であるといえ、非公開とした決定は妥当であったといえる。しかしながら、現時点においては、すでに当該発電所は稼働しており、使用開始年月日もすでに公表されている情報であるため、本件処分時の判断としては違法ではないものの、現時点においては非公開とする理由はないと考える。

②「二 ばい煙発生施設使用の方法(最大連続時)」について

処分庁は、同欄に記載の「燃料使用量」及び「排出ガス中の酸素濃度」を非公開としている。

「燃料使用量」は、一時間当たりの燃料使用量であり、燃料費を推知される可能性が高いといえ、また、発電事業の燃焼効率等の技術に関する情報や燃料調達コスト等の営業に関する情報に密接に関連する情報であることから、競合他社や取引先関係者にしてみれば、有益な情報であることが認められる。

したがって、この種の情報を公にすれば、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するものと認められるため、条例第 10 条第 2 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

つぎに、「排出ガス中の酸素濃度」についてであるが、処分庁の主張によれば、施設稼働にあたっては、燃料の燃焼に伴う公害を少なくするために、ボイラーにおける空気過剰率を最適化し、燃焼効率の向上と低 NO_x化を図ろうとするものである。この空気過剰率の最適化は、燃料によって左右され、試運転段階から技

術的アプローチが必要であり、一定のスキルが求められるとのことであった。そうすると、空気過剰率は、当該法人のばい煙の排出ガス処理に関する技術上の情報であり、当該法人にとって秘匿されるべき情報といえる。また、空気過剰率は、排出ガス中の酸素濃度によって求めることができるのであるから、排出ガス中の酸素濃度を公にすると、当該法人の競争上の地位その他正当な利益が害されると認められるため、条例第 10 条第 2 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

③「七 ばい煙量等の計算」について

「三 ばい煙の処理方法」の非公開情報は、「七 ばい煙量等の計算」に記載されている情報項目が密接に関連しているため、先に「七 ばい煙量等の計算」に関して検討する。

「(1) 排気ガス量等の計算」における「ア. 理論空気量」及び「イ. 理論燃焼ガス量」に記載の各数値は、石炭の成分比率であることが認められる。処分庁によれば、石炭の性状は、産出される炭田によって炭質は多岐にわたるものであり、成分比率によって産地が明らかになるとのことであった。

当該法人がどの産地から購入しているかといった情報は、民間事業者間の取引に関する情報であるといえる。この種の情報を公にすれば、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するものと認められるため、条例第 10 条第 2 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

「ウ. 実際燃焼ガス量」に記載の数値のうち、空気過剰率は上記②で検討したとおり、非公開とした決定は妥当である。その余の数値については、これらを公にすれば、空気過剰率が計算される結果となることから、非公開とした決定は妥当である。

「エ. 燃料使用量」の項目中、燃料使用量については、上記②で検討したとおり非公開とした決定は妥当である。また、ボイラー効率の数値については、施設処理能力を明らかにするものであり、競合他社であれば経験則をもとにして、プラントのコストを推知することを可能にする情報であることが認められる。

したがって、当該数値を公にすれば、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するものと認められるため、条例第 10 条第 2 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

「オ. 排出ガス量」に記載の各数値については、燃料使用量から排出ガス量を算出していることが認められ、燃料使用量以外の数値を公にすれば、上記②で非公開決定を妥当とした燃料使用量及び空気過剰率が算出される結果となることから、非公開とした決定は妥当である。

つぎに、脱硫装置に関する記述を非公開としているが、この情報が公になったとしても、特段、発電コストが明らかになるとはいえないため、当該情報は公開すべきである。

「ク．排出ガス中の酸素濃度」に記載の各数値は、いずれも上記②で非公開決定を妥当とした空気過剰率が明らかになることが認められるため、非公開とした決定は妥当である。

「(4)硫黄酸化物排出量の計算」に記載の各数値には、燃料使用量が含まれており、燃料使用量以外の数値を公にすれば、上記②で非公開決定は妥当とした燃料使用量が算出されることが認められるため、これらの数値を非公開とした決定は妥当である。

「(5)排出口ばいじん排出量の計算」の記載の各数値には、燃料使用量及び酸素濃度の数値が含まれており、これらの数値が算出可能な部分については、非公開とすべきであるが、その余の情報は公開すべきである。

「(6)窒素酸化物排出量の計算」に記載の数値には、燃料使用量が含まれており、他の数値を公にすれば、上記②で非公開決定を妥当とした燃料使用量が算出されることが認められるため、これらの数値を非公開とした決定は妥当である。

④「三 ばい煙の処理方法」について

本項目の一覧表において、ばい煙処理設備に関する事項、処理能力に関する事項、参考事項の一部の情報を非公開としていることが認められる。

まず、「使用開始予定年月」については、上記①で検討したとおり公開すべきである。

つぎに、「処理ガス量（設備最大）」及び「処理ガス量（MCR時）」欄に記載の各数値、及び「アンモニア注入装置のアンモニア注入量」については、施設容量等が明らかになる情報であるといえ、競合他社であれば経験則をもとにして、プラントのコストを推知することを可能にする情報であることが認められる。

したがって、これらの情報を公にすれば、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するものと認められるため、条例第 10 条第 2 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

つぎに、「硫黄酸化物の量」及び「硫黄酸化物の濃度」欄に記載の各数値には、上記③で非公開決定を妥当と判断した数値が含まれており、その余の数値を公にすれば当該数値が推知されることが認められるため、これらの数値を非公開とした決定は妥当である。

その余の「処理ガス温度」、「窒素酸化物の量」、「窒素酸化物の濃度」、「ばいじんの量」、「ばいじんの濃度」欄に記載の各数値については、公にしたとしても、プラントのコストが推知される可能性は低いものと認められるため、公開すべきである。

⑤「四 添付図面」について

「四 添付図面」には、発電所構内配置図やばい煙発生施設構造概要図が非公開とされている。これらの図面を見分したところ、ボイラー等各構造概要図には寸法が記載されており、また、構内配置図には寸法の記載はないもののスケール

で確認することによって構造概要図で示された寸法が明らかになるものと認められる。これらの寸法が明らかになれば、ボイラーの処理容量等施設規模が推知される可能性が高い。また、これらの図面はプラントメーカーの知識や技術を駆使した生産技術上のノウハウが含まれており、このような設計図面を公にすれば、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するものと認められるため、条例第 10 条第 2 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

⑥「五 燃料使用計画」について

(1)燃料燃焼設備容量の表中、バーナ容量、設備発熱量、設備能力、(2)使用燃料の種類とその割合に記載の燃料使用量、ボイラー効率、ボイラ総入熱量の各数値を非公開としているが、これらの数値はプラントの規模や能力が明らかになるものであり、競合他社であればプラントのコストを推知される可能性が高いといえる。

したがって、これらの情報を公にすれば、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するものと認められるため、条例第 10 条第 2 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

つぎに、重油の燃料発熱量については、当該情報を公にしたとしても、プラントのコストが推知される可能性は認められないため、公開すべきである。

⑦「六 燃料分析値」について

当欄には、石炭及び重油の分析値に関する数値が記載されている。成分の比率に関する情報は、比重も含めて上記③のとおりであり、非公開とした決定は妥当である。なお、重油に係る高位発熱量については、上記⑥の燃焼発熱量と同意であり、公開すべきである。

⑧「八 大気汚染の防止対策について」、「(7) ばい煙量の削減計画」中、「ア 硫黄酸化物低減策」に記載の各数値は、上記③で非公開決定を妥当とした脱硫効率の数値が記載されており、その余の数値を公にすれば当該数値が算出されることが認められるため、これらの数値を非公開とした決定は妥当である。

つぎに、「イ 窒素酸化物低減策」及び「ウ ばいじん低減策」に記載の数値は、これらの数値が公にされたとしても、プラントのコストが推知される可能性は認められないため、公開すべきである。

(7) 平成 30 年 11 月 12 日付け通知文書中「水銀等に関する説明書」について

①「二 水銀排出施設の使用の方法」について

当記載項目中、同施設の使用状況の「季節変動」に関する情報を非公開としている。この種の情報は、メンテナンス等の事業運営上の情報であって、法人の内部で管理される情報に該当し、一般に公にされる情報であるとは言えない。

したがって、「季節変動」に関する情報を公にすれば、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するものと認められるため、条例第 10 条第 2 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

その余の非公開とした情報項目については、上記で判断したとおりである。

②「三 水銀等の処理の方法」について

当該記載項目には、排煙脱硫装置に関する型式が記載されているが、この種の情報に公にしたとしても、プラントのコストが推知される可能性は認められないため、公開すべきである。

つぎに、当該記載項目中、「水銀濃度」及び「捕集効率」を非公開としている。この種情報は、同処理施設において排出された水銀をどの程度捕集できるかを明らかにしたものであるが、これらの数値を公にしたとしても、プラントのコストが推知される可能性は認められないため、公開すべきである。

その余の非公開とした情報項目については、いずれも上記で判断したとおりである。

(8) 令和2年3月30日付け及び令和2年12月11日付け計画内容の変更に関する通知文書について

令和2年3月30日付け通知文書に添付されている「6 ばい煙に関する説明書」において、処分庁は、ばい煙処理設備の構造の変更内容を非公開としている。そのうち、変更した装置名を非公開としているが、当該項目が公にされたとしても当該法人の利益を害するとは認められないため、当該部分は公開すべきである。

その余の情報については、変更部分を詳細に記載した箇所、内容及び変更位置図面等が記載されているが、これらの情報はプラントメーカーの知識や技術を駆使した生産技術上のノウハウが含まれていることが認められ、このような情報を公にすれば、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するものと認められるため、条例第10条第2号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

なお、処分庁が本件処分において非公開とした情報項目は、非常に多岐に及んでいるにもかかわらず、そのほとんどについて、非公開とした理由は発電コストが類推できるというものであった。処分庁においては、このような画一的、抽象的な判断をするのではなく、原則公開の理念に立ち、それぞれの情報項目について、公開することにどのような支障があるのかを具体的に判断すべきであった。

(9) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別表

・平成30年11月12日付け通知文書 「6 ばい煙に関する説明書」

非公開情報		審査会の判断
一 設置（変更）しようとする発電設備等の概要		
加熱面積又は火格子面積	加熱面積	—
燃料の燃焼能力（重油換算）		—
着工・使用開始予定年月	使用開始	公開
二 ばい煙発生施設使用の方法（最大連続時）		
使用燃料 使用量		—
排煙条件 排出ガス中の酸素濃度		—
三 ばい煙の処理方法		
ばい煙処理設備 使用開始予定年月		公開
処理能力	処理ガス量（設備最大）	—
	処理ガス量（MCR時）	—
	処理ガス温度	公開
	硫黄酸化物の量	—
	硫黄酸化物の濃度	—
	窒素酸化物の量	公開
	窒素酸化物の濃度	公開
	ばいじんの量	公開
ばいじんの濃度	公開	
参考事項 (1)アンモニア注入装置のアンモニア注入量	最大、通常	—
四 添付図面		
第2図(1/2) 発電所構内配置図（平面図）		—
第2図(2/2) 発電所構内配置図（立面図）		—
第3図(1/3) ばい煙発生施設構造概要図（第3号ボイラー立面図）(1/2)		—
第3図(2/3) ばい煙発生施設構造概要図（第3号ボイラー立面図）(2/2)		—
第3図(3/3) ばい煙発生施設構造概要図（第3号ボイラー平面図）		—
第4図(1/6) ばい煙処理設備構造概要図（排煙脱硝装置）		—
第4図(2/6) ばい煙処理設備構造概要図（排煙脱硝装置アンモニア注入装置）		—
第4図(3/6) ばい煙処理設備構造概要図（乾式電気集じん装置）		—
第4図(4/6) ばい煙処理設備構造概要図（脱硫設備 吸収塔）		—
第4図(5/6) ばい煙処理設備構造概要図（煙突 立面図）		—

第4図(6/6) ばい煙処理設備構造概要図(煙突 断面図)		—
五 燃料使用計画		
(1)燃料燃焼設備容量		
バーナー容量	石炭、重油	—
燃料発熱量	重油	公開
設備発熱量	石炭、重油	—
設備能力	石炭、重油	—
(2)使用燃料の種類とその割合		
Case1	燃料使用量	—
	ボイラ効率	—
	ボイラ総入熱量	—
六 燃料分析値		
石炭	炭素 恒湿ベース	—
	炭素 使用時換算ベース	—
	水素 恒湿ベース	—
	水素 使用時換算ベース	—
	酸素 恒湿ベース	—
	酸素 使用時換算ベース	—
	固有水分 恒湿ベース	—
	固有水分 使用時換算ベース	—
重油	高位発熱量	公開
	比重	—
	炭素	—
	水素	—
	硫黄分	—
	窒素分	—
	灰分	—
	水分	—
七 ばい煙量等の計算		
(1)排出ガス量等の計算	ア. 理論空気量の計算式の一部	—
	イ. 理論燃焼ガス量の計算式の一部	—
	ウ. 実際燃焼ガス量の計算式の一部	—
	エ. 燃焼使用量	—
	オ. 排出ガス量 各数値	—
	オ. 排出ガス量 脱硫装置に関する記述	公開

	ク. 排出ガス中の酸素濃度	—
(4) 硫黄酸化物排出量の計算		—
(5) 排出口ばいじん排出量の計算	ばいじん量・濃度、効率の各数値	公開
	その他計算式及び補足説明部分	—
(6) 窒素酸化物排出量の計算		—
八 大気汚染の防止対策について		
(7) ばい煙量の削減計画	脱硫効率、入口濃度	—
ア 硫黄酸化物低減策		
イ 窒素酸化物低減策	ボイラー出口窒素酸化物濃度、脱硝効率、入口濃度	公開
ウ ばいじん低減策	入口濃度	公開
九 添付書類		
資料-4 ばい煙量等の測定箇所を示す図面		—

・平成30年11月12日付け通知文書 「7 水銀等に関する説明書」

非公開情報		審査会の判断
一 設置（変更）しようとする発電所設備等の概要		
燃料の燃焼能力		—
使用開始予定年月日		公開
二 水銀排出施設の使用の方法		
使用状況 季節変動		—
燃料 通常の使用量		—
排出ガス量(N m ³ /h)	湿り, 乾きの通常	—
排出ガス中の酸素濃度		—
三 水銀等の処理の方法		
水銀等の処理施設の種類、名称及び型式		公開
使用開始予定年月日		公開
処理能力	排出ガス量(N m ³ /h) 湿り	—
	排出ガス量(N m ³ /h) 乾き	—
	排出ガス温度(°C) 処理前・処理後	公開
	排出ガス中の酸素濃度(°C)	—
	水銀濃度(ug/N m ³)	公開
	捕集効率(%)	公開
使用状況	季節変動	—

その他参考となるべき事項	ばいじん捕集効率	公開
その他参考となるべき事項	脱硫効率	—
四 添付図面		
第2図 発電所構内配置図（石炭燃焼ボイラー）		—
第3図(1/3) 水銀排出施設構造図（第3号ボイラー立面図）(1/2)		—
第3図(2/3) 水銀排出施設構造図（第3号ボイラー立面図）(2/2)		—
第3図(3/3) 水銀排出施設構造図（第3号ボイラー平面図）		—
第4図(1/2) 水銀処理施設構造図（乾式電気集じん装置）		—
第4図(2/2) 水銀処理施設構造図（脱硫設備 吸収塔）		—

・令和2年3月30日付け通知文書 「6 ばい煙に関する説明書」

非公開情報		審査会の判断
四 添付図面 第4図 ばい煙処理設備構造概要図(1/6) (2/6)	装置の名称	公開
	変更箇所	—
第3号発電設備 工事計画書 第一分割 49～50ページ 変更の理由	装置の名称	公開
	変更箇所	—
	変更理由	—
第4図(1/6) ばい煙処理設備構造概要図（排煙脱硝装置）	変更前、変更後	—
第4図(2/6) ばい煙処理設備構造概要図（排煙脱硝装置アンモニア注入装置）	変更前、変更後	—
九 添付資料 資料-4 ばい煙量等の測定箇所を示す図面	測定箇所	—
	変更理由	—
資料-4 ばい煙量等の測定箇所を示す図面	変更前、変更後	—

・令和2年12月11日付け通知文書 「6 ばい煙に関する説明書」

非公開情報		審査会の判断
添付2-1-6号 6 ばい煙に関する説明書	変更理由	—
第4図(2/6) ばい煙処理設備構造概要図（排煙脱硝装置アンモニア注入装置）	変更前、変更後	—

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審 査 会	経 過
令和4年2月4日	—	* 請求人から審査請求書を受理
令和4年3月23日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和4年4月5日	—	* 請求人から反論書を受理
令和4年4月20日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和4年5月16日	—	* 請求人から反論書を受理
令和4年5月30日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和4年6月15日	—	* 請求人から反論書を受理
令和4年7月7日	—	* 諮問書を受理
令和4年10月6日	第 348 回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和4年11月14日	第 349 回審査会	* 審査請求人から意見陳述 * 審議
令和5年1月23日	第 351 回審査会	* 審議
令和5年2月10日	第 352 回審査会	* 審議
令和5年3月29日	第 353 回審査会	* 審議
令和5年5月8日	第 354 回審査会	* 審議
令和5年5月29日	第 355 回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和5年6月26日	第 356 回審査会	* 審議
令和5年7月31日	第 357 回審査会	* 審議